

総合環境政策局環境経済課民間活動支援室
環境教育推進室

1. 事業の概要

「新しい公共」とは、国民、NGO/NPO、企業、政府等がそれぞれの役割をもって当事者として参加し協働する場であり、その推進が強く求められている。

持続可能な社会づくりを進めていく上でも、「新しい公共」を採り入れる手法が重要かつ効果的であり、その担い手である NGO/NPO 等の活動基盤等の強化を図ることが必要である。そのため、事業型環境 NPO・社会的企業の普及・確立を通じ環境 NPO 等の経済的自立化を進めるとともに、NGO/NPO 等の政策提言能力の強化を図る。

さらに、地域において企業や NGO、行政等のパートナーシップにより実践されることが期待される「持続可能な開発のための教育」(ESD ※)は、「新しい公共」を具体的に進める取組であることから、関係者とのネットワークを広げつつ一層の推進を図る。

※「持続可能な開発のための教育」(ESD: Education for Sustainable Development)とは、持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが環境を始めとする社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに自ら参画するための教育を指す。

2. 事業計画

(1) 環境 NGO/NPO 等の活動基盤等の強化 (民間活動支援室)

①事業型環境 NPO・社会的企業支援活動実証事業

事業型環境 NPO・社会的企業の立ち上げ及び事業展開を支援する実証事業を行う。

さらに、実証事業の経験を踏まえ、平成 21 年度に策定した中間支援マニュアルの改訂を行う。

②環境政策提言事業

NGO/NPO 等から環境に関する政策提言を公募し、優れた提言を選定し、その政策立案へのインプット等を目的とした「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」を開催する。優秀提言の中から特に実践可能な提言を選定し、フィージビリティ調査を実施する。

(2) 地域における ESD の取組強化推進事業 (環境教育推進室)

「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」が平成 22 年に後半に入り、平成 26 年を目処に締め括り会合が日本で開催される予定であるところ、国際的なイニシアティブをとってきた我が国から、それまでの成果を国際社会に発信することが期待されている。国内実施計画の中で重点的取組事項とされた「地域における実践」として、今後次に掲げる施策を一体的に行う。

① ESD 活動登録制度の実施

ESD 活動の「見える化」等を進める登録制度(平成 22 年度に開始予定)について、データベースの充実、あらゆる機会を通じた周知、関係省庁、NPO、企業等との更なる連携等により活動の登録を更に促進するとともに、共有やネットワークづくりを目的として地方ブロック単位で実践者や支援者が集まるフォーラムを開催すること

により、地域における ESD 活動を促進する。

② 地域での ESD 活動の活性化のための支援

①の登録制度を通じて得られた知見も活用しながら、環境、ジェンダー、人権、文化といった様々な分野をまたぐ ESD 活動を連携することにより、活動のさらなる活性化につなげる。

③ ESD コーディネーターの育成

地域内の学校、NPO、企業、行政等の連携を促進し、地域の ESD を推進する「ESD コーディネーター」を育成するため、平成 22 年度の試行的な研修の実施結果を踏まえ、地域における ESD コーディネーター育成のためのガイドラインの策定を行う。

3. 施策の効果

(1) 環境 NGO/NPO 等の活動基盤等の強化

事業型環境 NPO・社会的企業中間支援スキーム事業により、「新しい公共」の担い手である NPO 等の自己収入が増加することにより、活動基盤の強化に資する。

NGO/NPO・企業環境政策提言事業により、国民の環境政策への理解が図られるとともに、行政と NGO/NPO 等とのパートナーシップによる政策形成の推進や NGO/NPO の政策提言能力の強化が図られる。

(2) 地域における ESD の取組強化推進事業

地域単位・ブロック単位、また国内全体で、ESD 活動の優良事例、ESD 活動を行う際の効果的な工夫等が共有されるとともに、ESD 関係者のネットワークの形成が進むことにより、地域における ESD 活動がさらに促進され、「新しい公共」の推進にも資する。